

料金一覧表（内税） ＜住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証＞

1. 住宅型式性能認定に係る料金

（1）住宅の型式の場合

①構造の安定に関することの場合

認定の料金は、申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に性能項目の数（性能表示事項ごとの階数及び荷重外力の設計条件の組合せの数を合計したものを用いる。以下この項において同じ。）を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額とします。ただし、性能項目の数（同一の住宅システムについて同時に複数件の申請がなされた場合にあっては、当該各申請における性能項目の数の合計）が30以下である場合の料金は、申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に30を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を上限として個別に算定します。

表1

	（い）	（ろ）	（は）
床面積 の合計 の区分	500㎡ 以内のもの	35,200円	15,400円
	500㎡ を超え、 1,000㎡ 以内のもの	41,800円	16,500円
	1,000㎡ を超え、 2,000㎡ 以内のもの	60,500円	18,700円
	2,000㎡ を超え、 10,000㎡ 以内のもの	185,900円	19,800円
	10,000㎡ を超えるもの	299,200円	23,100円

②劣化の軽減に関することの場合

認定の料金は、申請1件につき528,000円（構造種別が同じ複数の住宅システムを同時に申請する場合は264,000円）及び発行される住宅型式性能認定書（以下「認定書」という。）1枚につき44,000円の合計額とします。

③温熱環境・エネルギー消費量に関することの場合

認定の料金は、（2）③に準じ、個別に算定します。

④その他の性能項目の場合

認定の料金は、申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額とします。

(2) 住宅の部分の型式の場合

①床の部分があるものの場合

認定の料金は、(1)の規定を準用します。ただし、構造の安定に関することに係る認定（基礎又は地下階を除く住宅の部分を対象とする場合を除く。）の料金は、個別に算定します。

②床の部分がないものの場合

認定の料金は個別に算定します。

③温熱環境・エネルギー消費量に関することの場合

イ 基本料金

認定の基本料金は、申請1件につき330,000円（複数の住宅システムを同時に申請する場合、追加する住宅1システムにつき220,000円を加算）、認定書1枚につき44,000円（5-1と5-2の同時申請の場合は22,000円を加算）の合計額とします。さらに、初申請の場合は440,000円を加算します。

ロ 追加料金（仕様に応じた料金）

認定の追加料金は、次のa及びbに定める額の合計額とします。

- a. 各部位の1仕様について、表2の(い)欄に掲げる項目ごとの(ろ)欄に掲げる方法に応じ、(は)欄に掲げる額に計算数(例として、熱橋を合成する際の元となる二次元伝熱計算書の数、外被材付き繊維断熱材を複数層設ける際における外被材の全組合せを対象とした防露の一次元定常計算書の数。なお、計算でない場合は1)を乗じた額の合計額を求め、全仕様の合計額を積算した額。

表2

(い)		(ろ)	(は)
断熱性能の算出方法	一般部	計算省略	1,100円
		一次元伝熱計算（簡略計算法）	2,200円
		一次元伝熱計算（詳細計算法）	4,400円
		二次元伝熱計算	6,600円
	横架材	一次元伝熱計算	3,300円
		二次元伝熱計算	7,700円
	基礎等	土間床等の外周部の熱損失及び基礎壁の熱損失を一体として評価する方法	3,300円
		定常二次元伝熱計算により土間床等の外周部の基礎の線熱貫流率を算出する方法（任意評定の型式への取込）	1,100円
結露の発生を防止する対策の判断方法		計算省略	1,100円
		告示の規定等による簡易な判断	1,100円
		透湿抵抗比による判断	3,300円
		一次元定常計算による判断	4,400円

- b. 各部位において類似の納まり（図面）となる仕様をまとめた書類の数に5,500円を乗じた額。なお、既認定の図面を引用し、包含する各部位の仕様の断熱性能の算出方法及び結露の発生を防止する対策の判断方法に変更がない場合において、図面及び構成建材等の修正をする場合は2,200円、図面及び構成建材等の修正をしない場合は0円とする。

2. 型式住宅部分等製造者の認証又は更新に係る料金

- (1) 認証又は更新の料金は、申請に係る工場等1件につき、539,000円とします。
- (2) 外国において本邦に輸出される型式住宅部分の製造をするものにあつては、職員2名が当該審査に係る工場等の所在地に出張するために要する費用を(1)の料金に加算します。
- (3) すでに認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに認証を受ける場合、申請1件につき28,600円とします。
- (4) すでに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の11第一号に規定する建築物の部分に係る建築基準法第68条の11第1項の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき認証を受ける場合、申請1件につき28,600円とします。
- (5) 同時の申請において、1の技術的生産条件で製造をする2以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受ける場合、28,600円に申請件数から1を減じた数を乗じた額を(1)の料金に加算します。
- (6) 1の申請において、1の技術的生産条件で2以上の工場等において認証を受ける場合、28,600円に申請に係る工場等の件数から1を減じた数を乗じた額を(1)の料金に加算します。
- (7) 同時の申請において、1の工場等において2以上の技術的生産条件で製造をする2以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受ける場合、429,000円に申請件数から1を減じた数を乗じた額を(1)の料金に加算します。
- (8) 認証型式住宅部分等製造者が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとして製造事業廃止届出書により届け出る場合の公示料金は、廃止する認証番号の数に550円を乗じた額に22,000円を加算した額とします。

3. その他

(1) 1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、料金を個別に算定します。

- ①特殊な工法、材料、技術が採用されている、申請要領や技術解説等に示す方法を応用した方法により申請図書が作成されている、申請事項が多岐にわたる等により、通常よりも審査の業務量が増加すると認められる場合
- ②審査にあたり国土交通省又は一般社団法人住宅性能評価・表示協会等の関係機関との相談・調整等を要する場合
- ③型式の内容に変更を伴わない等、効率的に審査できると認められる場合

(2) 施行規則第41条第3項の規定に基づき住宅型式性能認定書の再交付を申請する場合、あるいは施行規則第45条第3項の規定に基づき型式住宅部分等製造者認証書の再交付を申請する場合の料金は、55,000円及び認定書又は認証書1枚につき5,500円の合計額とします。

(3) 住宅型式性能認定における審査（委員会での受付及び報告を除いた部会等の審査（面会、Web又は電子メールによる審査）が表3の回数（初見の審査又は1の指摘事項回答書の審査につき1回）を超えた場合、超過1回につき330,000円を追加請求します。なお、3（1）の規定により料金を個別に算定した場合には、表3の回数を個別に設定します。

表3

性能表示事項	審査回数
劣化の軽減に関すること	1回
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	1回（初申請は2回）
上記以外※	5回

※ 同一の委員会、部会等において審査される型式適合認定など他の業務の申請手数料を合算した料金の合計が2,200,000円以上となる場合は、審査回数の欄を9回と読み替えることができます。

(4) 劣化の軽減に関すること 又は 温熱環境・エネルギー消費量に関することにおいて、部会等の審査後に新たな仕様等を追加した場合は、審査内容及び審査方法によらず、330,000円を追加請求します。

以上